

令和5年度第2回子ども未来局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日時 令和5年10月6日（金） 13時45分～17時00分
- 2 会場 本庁舎特別会議室
- 3 出席者 （委員）相川委員長、臼杵委員、瀧委員、武藤委員、池田委員、阿部委員
（所管課）子ども政策課、幼児・放課後児童課
（事務局）子ども政策課
- 4 欠席者 （委員）五島委員
- 5 諮問内容と答申結果

指定管理者候補者案の選定について諮問を受け、次のとおり答申した。

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
1	放課後児童クラブ (単独型)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮前放課後児童クラブ ・佐知川放課後児童クラブ ・植水第二放課後児童クラブ ・大砂土放課後児童クラブ ・七里放課後児童クラブ ・東大宮放課後児童クラブ ・東宮下放課後児童クラブ 	7	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	児童センター・放課 後児童クラブ（併設 型）	<ul style="list-style-type: none"> ・馬宮児童センター／馬宮放課後児童 クラブ ・植竹児童センター／植竹放課後児童 クラブ 	2	
	児童センター・放課 後児童クラブ・老人 憩いの家（併設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・植水児童センター／植水放課後児童 クラブ／植水老人憩いの家 ・宮原児童センター／宮原放課後児童 クラブ／宮原老人憩いの家 ・本郷児童センター／本郷放課後児童 クラブ／本郷老人憩いの家 ・三橋児童センター／三橋放課後児童 クラブ／三橋老人憩いの家／三橋老 人憩いの家分館 ・天沼児童センター／天沼放課後児童 クラブ／天沼老人憩いの家 ・片柳児童センター／海老沼放課後児 童クラブ／片柳老人憩いの家 ・春野児童センター／春野放課後児童 クラブ／春野老人憩いの家 	7	

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
2	児童センター（単独型）	<ul style="list-style-type: none"> ・向原児童センター ・大久保東児童センター 	2	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	放課後児童クラブ（単独型）	<ul style="list-style-type: none"> ・与野八幡放課後児童クラブ ・大戸放課後児童クラブ ・与野本町放課後児童クラブ ・与野西北放課後児童クラブ ・下落合放課後児童クラブ ・上落合放課後児童クラブ ・西浦和放課後児童クラブ ・大久保東放課後児童クラブ ・土合放課後児童クラブ ・栄和放課後児童クラブ ・田島放課後児童クラブ ・新開放課後児童クラブ ・神田放課後児童クラブ ・大久保放課後児童クラブ ・中島放課後児童クラブ 	15	
	児童センター・放課後児童クラブ（併設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・大戸児童センター／与野南放課後児童クラブ 	1	
	児童センター・老人憩いの家（併設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・与野本町児童センター／与野本町老人憩いの家 	1	

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
3	放課後児童クラブ (単独型)	<ul style="list-style-type: none"> ・常盤放課後児童クラブ ・上木崎放課後児童クラブ ・仲町放課後児童クラブ ・北浦和放課後児童クラブ ・木崎放課後児童クラブ ・本太放課後児童クラブ ・針ヶ谷放課後児童クラブ ・大東放課後児童クラブ ・高砂放課後児童クラブ ・谷田放課後児童クラブ ・大谷場放課後児童クラブ ・南浦和放課後児童クラブ ・沼影放課後児童クラブ ・辻放課後児童クラブ ・善前放課後児童クラブ ・大谷口放課後児童クラブ ・大谷場東放課後児童クラブ ・浦和大里放課後児童クラブ 	18	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	児童センター・放課後児童クラブ(併設型)	<ul style="list-style-type: none"> ・文蔵児童センター／文蔵放課後児童クラブ ・浦和別所児童センター／浦和別所放課後児童クラブ 	2	
	児童センター・老人福祉センター(併設型)	<ul style="list-style-type: none"> ・仲本児童センター／老人福祉センター仲本荘 	1	

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
4	児童センター（単独型）	・尾間木児童センター ・岩槻児童センター	2	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	放課後児童クラブ（単独型）	・三室放課後児童クラブ ・中尾放課後児童クラブ ・原山放課後児童クラブ ・大牧放課後児童クラブ ・大門放課後児童クラブ ・道祖土放課後児童クラブ ・野田放課後児童クラブ ・城北放課後児童クラブ ・太田放課後児童クラブ ・西原放課後児童クラブ ・城南放課後児童クラブ ・岩槻放課後児童クラブ ・慈恩寺放課後児童クラブ ・東岩槻放課後児童クラブ ・和土放課後児童クラブ ・徳力放課後児童クラブ ・柏崎放課後児童クラブ ・上里放課後児童クラブ	18	

6 議事要旨

募集区分ごとに、応募者による事業計画書に基づくプレゼンテーション及び委員からの質疑を行った後、指定管理者候補者案についての審査を行った。

【質疑等】

〔募集区分1〕

Q 外国籍のお子さん、ご家庭への支援ということで、多言語のパンフレットを準備とあるが、何か国語のパンフレットがあるのか。

A 英語、中国語、韓国語の3か国語のパンフレットを用意している。

Q 外国語のパンフレットはどのように作成したのか。

A 外国語に詳しい職員や、外国語に詳しい人に見てもらいながら作成したと記憶している。

Q 外国語のパンフレットを利用される方は多いのか。

A 海外の方が多地域もあるので、そういったところではお声掛けいただいております。利用はそれほど多くはない

Q 経費縮減について、人材活用による経費の縮減とあるがどのような内容か。

A 主に研修における内部講師の起用等を行っている。

Q 放課後児童クラブでは子どもたちはどんなことをしているのか。

A 放課後児童クラブでは、保護者の方の就労や疾病等で放課後に子どもを見ることができないご家庭のお子さんをお預かりしている。登室したお子さんを受け入れ、学習環境の提供、おやつ提供、室内・室外での遊びの提供等を行っている。その後、保護者の方が迎えに来た際の送り出しをしている。

Q 放課後児童クラブの人員配置について、市の条例に基づいた人数になっているのか。クラブ長は子どもの支援を行う人員に入るのか。

A 人員配置は市の条例に基づいた人数となっている。クラブ長も子どもの支援を行う人員に入っている。

Q クラブ長という名前がついている以上、他の支援員とは違う業務を担っていると考えられる。クラブ長特有の仕事に対応するため、現場を離れなくてはならない場合等、子ども達に目が届きにくくなることはないか。

A クラブ長が学校との連携等で外出する機会もあるが、基本的には施設内で他の職員と同じような業務を行っている。クラブ長が支援にあたることができない場合は、事前に単発アルバイトを依頼して、人数としての適正配置を守るようにしている。

Q 職員の離職率、働いている方の平均年齢、年齢割合について教えていただきたい。

A 正職員のみ数値となるが、新卒の3年離職率は11.9%。正職員、臨時職員を合わせた全職員の平均年齢は45.2歳で、男性46.6歳、女性44.5歳である。再雇用者は令和5年4月1日現在で臨時職員を含めて225名。全体の26.9%を占めている。臨時職員については70歳まで、正規職員については市と同様に段階的に定年の延長を行っている。多くの方にご活躍いただいている。

Q 離職の理由について把握しているか。

A 毎年6名前後新規雇用の方を採用している。メンタルを理由として離職される方がいるほか、法人で高齢、障害、児童と様々な施設を持っていることから、自分の思い描いていた場所ではなかったため別の道を目指すため等の理由で離職される方もいる。

Q 英語、中国語、韓国語のパンフレットを作成しているという説明があったが、3か国語以外の言語の方の利用はあるか。

A 3か国語以外の言語の方の利用もある。その場合は英語で対応している。

Q 児童センターにおける障害のあるお子さんへのサポートの具体例について教えていただきたい。

A 法人の中に児童発達支援センターなどもあるため、専門の職員に定期的に児童センターへ来てもらい、発達相談等を行い、必要な支援につなげている。

Q 障害のあるお子さんについて、児童センターで継続的なサポートを行うのか、関係機関へのつなぎ的な役割なのか。

A どちらかというつなぎ的な役割。困りごとを伺いながら、必要なところへつないでいる。

Q 苦情解決の具体的な道筋について教えていただきたい。

A 苦情については、施設に申し出をいただいている。直接言いづらい場合や、組織の方と話をしたいという場合に、相談窓口ということで本部の連絡先を提供している。また、第三者委員に連絡していただくことも可能。第三者委員に直接連絡があった場合は、委員の力を借りながら解決に向けて努めていく。

Q 児童センターにおけるサービス向上に向けた取り組みとしてあげられている「子どもボランティア」は登録制か。それとも単発か。

A 児童センター全体で統一はしていない。年間で申し込んでもらったお子さんを対象に毎週活動をするとところもあれば、イベントに向けて単発で募集しているところもある。

Q 放課後児童クラブの職員体制について、人数の多いところだと14人の児童に対して1人の支援員という配置になると思うが、色々なお子さんがいる中でなかなか大変なのではないか。補助員は資格が必須ではないが、有資格者とそれ以外の方の割合はどれくらいか。

A 正確な数字ではないが、有資格者とそれ以外の方は半々程度という感覚である。資格のない方については法人で定期的に研修を実施している。

[募集区分2]

Q 経験豊富な再雇用職員の活用ということで、令和5年4月1日時点で13名の再雇用職員が働いているということだが、具体的にどのような施設に派遣され、どのようなことをしているのかについて教えていただきたい。

A 児童センターには館長の再雇用者が4名いる。長年館長を務めていただいております、引き続き任命している。その他にも障害関係施設、高齢関係施設にもいる。

Q 単発アルバイト登録制度について、登録はどれくらいあるのか。また、利用頻度はどれくらいか。

A 単発アルバイトについては、職員が手薄になったり、配置がとれない時に勤務をお願いしている。希望者から履歴書を送付していただき、登録手続きをとり、登録通知書を本人に送付している。施設に登録者の連絡先を共有しており、アルバイトが必要な時に施設から直接連絡を行う。現在は450名ほど登録ある。学生から60歳以上の方までいらっしゃる。月平均200ほど勤務いただいている。人によって月に1日や職員と同程度の勤務をしている人もいる。

Q 指定管理者の募集要項において、「賃金改善に努めてください」と記載しているが、賃金改善の状況はいかがか。

A 処遇改善加算というものが国の施策としてあるため、条件が整っていれば申請し、手当として支給している。また、人事院勧告についても法人としてその内容に沿った形で措置できるかどうか再計算を行っているところ。業界全体の人件費が上がっている中で、福祉業界だけが低いままとならないように法人として取り組んでいる。賃金改善については正社員だけでなくアルバイト等も含め考慮している。

[募集区分3]

Q スケールメリットの活用ということで、法人内研修について記載があるが、研修はどのような形態で実施しているのか。

A 徐々に参集形式の研修が増えてきているが、コロナ禍は Zoom を活用して実施していた。

Q WEBでの研修は今後も継続していく予定か。

A 参集形式の方が効果が得られる内容の研修については参集形式で行う等、研修の内容に応じて手段を検討していく。

Q 地域の社会資源の積極的な活用の具体的内容について教えていただきたい。

A 例えば県警に依頼をして不審者の対応について学んだり、消防に依頼して避難訓練の後に消防体験のようなものを実施したりしている。市でも様々な社会貢献事業を行っているため、申し込みをして来ていただいたりしている。また、ヤクルトのおなか元気教室等を実施。常にアンテナを張って、様々な行事の計画を立てている。

Q 危機管理対策として、避難訓練を毎月実施しているとあるが、全施設で行っているのか。

A 児童センター及び放課後児童クラブ全ての施設で毎月実施している。災害対応や不審者対応について訓練している。

Q 御社の抱える課題は何か。また、1年後こうありたい、ここを直したい等の展望について教えていただきたい。

A 一番の課題は人材確保である。様々な対策を講じて人材確保に努めていきたい。法人では様々な施設を運営しているため、市民の方の福祉について、児童・高齢・障害色々な側面からトータル的な支援をしていきたいと考えている。若い人の定着がなかなか難しい中でやりがい、モチベーションをどう保つかが法人として取り組む優先事項の一つだと考えている。職員の将来が見える中で仕事をしてもらえるようにしていきたいと考えている。

[募集区分4]

Q 放課後児童クラブでは本を読めるような場所があるのか。

A 常設で置いてある本がある。それとは別に、図書館で本を借りられるため、定期的に本を入れ替えて、子どもたちが本を読める環境を整えている。

Q 児童センターについて、「サードプレイスとして子どもの安定した日常生活を支援します」とあるが、児童センターについて、中高生タイムは全ての施設で実施しているのか。また、

この取り組みの今後の展望について教えていただきたい。

A 時間や頻度は施設ごとに異なるが、全ての児童センターで行っている。

高校生と乳児のふれあい事業や中高生のパフォーマンス披露等を行っている。パフォーマンス披露に関してはコロナ禍もあったため形を変えながら実施している。今年度についてはパフォーマンス披露と作品展示を行う予定。今後についても中高生の意見を聞きながら、中高生のやりたいことを把握しながら広げていきたいと考えている。

Q 「人事考課制度」について、どのように評価し、それをどのように伝えて、次につなげていくかについて教えていただきたい。

A 「人事考課制度」の全体実施は今年度から行っている。前年度は「目標管理制度」として実施しており、職員が個々に自身の資質向上のためにどのようなことを課題として行っていくかということを目指して行っていた。将来的には給与にも反映させることを検討している。自身の職位と同じレベルにいるかを自身で見極めながら課題に取り組んでいくというような、少し踏み込んだ内容になっている。今年が実施1年目であるため、反省点等を踏まえてより良いものにしていきたいと考えている。

Q 人材を確保するために取り組んでいることについて教えていただきたい。

A 有料広告媒体の活用、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会の制度の活用を行っている。また、入退室システムを導入する等、人に頼らないシステムを構築している。業務の縮小により、少ない人数で対応できるようにすることも検討していかなくてはいけないと考えている。

現在、職員の年齢構成がいびつになっている。若い世代確保のために大学や短大、専門学校へ直接出向いてアピールを行っており、担当教員の方との関係を作っている。さらに、職員紹介制度を設け、紹介によって勤務を始めた人が半年勤務を続けた場合に、紹介した人とされた人に対してボーナスを支給するという取り組みを行っている。

Q 現状の会社の満足度について、個人的な意見で良いので、教えていただきたい。

A 個人的には、様々な福祉の仕事を経験させてもらい、とても貴重な体験をさせていただいていると感じる。とても働きやすく、働き甲斐のある職場だと感じている。

Q 人材確保に向けて大学や専門学校へ直接出向いてアピールを行っているとのことだが、福祉系の大学に特化しているのか。

A 社会福祉系の大学であり、職員に卒業生のいる大学を対象としている。

Q さいたま市は埼玉大学と包括協定を結んでいると思うが、学生のアルバイトが来たり等、何かプラスの影響はあるか。

A アルバイトで来ていただいている学生もいる。また、埼玉大学については、毎年実習生の受け入れを行っており、毎年10名以上の学生を受け入れている。

【結果】

〔 募集区分 1 〕

応募者の審査を行った結果、1,200 点満点で 961 点であり、また併設する老人憩いの家の審査結果（福祉局所管で別途審査済み）は 1,200 点満点で 921 点であった。

よって、両方とも最低制限基準の 60%である 720 点を超えていた。

なお、最終得点は実績評価点を加え、かつ施設使用面積の比率（8：2）を乗じて算出した結果、12,600 点満点で 9,830 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

〔 募集区分 2 〕

応募者の審査を行った結果、1,200 点満点で 959 点であり、また併設する老人憩いの家の審査結果（福祉局所管で別途審査済み）は 1,200 点満点で 889 点であった。

よって、両方とも最低制限基準の 60%である 720 点を超えていた。

なお、最終得点は実績評価点を加え、かつ施設使用面積の比率（9：1）を乗じて算出した結果、12,600 点満点で 9,820 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

〔 募集区分 3 〕

応募者の審査を行った結果、1,200 点満点で 961 点であり、また併設する老人福祉センターの審査結果（福祉局所管で別途審査済み）は 1,200 点満点で 895 点であった。

よって、両方とも最低制限基準の 60%である 720 点を超えていた。

なお、最終得点は実績評価点を加え、かつ施設使用面積の比率（9：1）を乗じて算出した結果、12,600 点満点で 9,844 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

〔 募集区分 4 〕

応募者の審査を行った結果、1,200 点満点で 961 点となり、最低制限基準の 60%である 720 点を超えていた。また実績評価点を加えて 1,260 点満点で 991 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

以上